

2017年6月14日

法務省 民事局 参事官室 御中

株式会社ストラテジックキャピタル

代表取締役 丸木強

会社法改正に関する要望事項

本年4月26日から、部会第1回会議が開始されたとの報道を拝見いたしました。約1年前に、投資顧問業協会等から照会があった際にお伝えすべきであったところ大変遅くなり恐縮でございますが、可能であれば下記の論点についてご議論いただきたく、お願い申し上げます。

記

1.株主名簿の閲覧請求（第125条第2項）

弊社が株主提案を行った場合、株主名簿の閲覧請求も行うことがあります。株主提案の趣旨等を周知し、多くの株主に賛同を得るために、株主に対して手紙を発送するためです。このため、実務上は、弊社は投資先企業から紙ベースの株主名簿を受領し（多くの場合、コピー代を支払っております）、費用と時間をかけてその情報をexcelなどデータ利用が可能な形に再入力するデジタル化の作業を行っています。

弊社が企業に対し、株主名簿をデジタル情報として（例えばUSBメモリ等で）いただけないかと要望しても、紙ベースのものしか貰えないのが現状です。

これは、法令上は「電磁的記録を表示したものの閲覧又は謄写の請求」しかできず、「電磁的記録の提供を請求できる」ことにはなっていないためと考えられます。

<改正要望事項>

株主名簿について、閲覧・謄写のみならず、株主が要望すれば、excel などデータ利用が可能な形での電磁的記録の提供を請求できるよう、改正を要望いたします。

2.会計帳簿閲覧等の請求（第 433 条）

総議決権の 3%以上の株式を保有する株主は、会社の営業時間内は何時でも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧または謄写を請求することができます。この権利は、株主が取締役の責任追及の訴えを提起するために必要な調査を行う場合等に、重要な役割を果たすものです。

しかしながら、「会計帳簿又はこれに関する資料」について、一部の下級審の判例では、「会計帳簿を作成する材料となった資料その他会計帳簿を実質的に補充する資料」に限られるとする解釈があります。これでは、会計帳簿作成の材料となった資料以外の契約書、信書、請求書、覚書、領収書、発注書、納品書、請書等が閲覧できず、本来の目的が達成できません。

<改正要望事項>

本条の立法趣旨に鑑みれば、会計帳簿又は「これに関する資料」には、会計の原始的記録たる会計伝票の内容・根拠となる資料である契約書、信書、請求書、覚書、領収書、発注書、納品書、請書等会社の経理の状況を示す一切の資料が含まれるべきであり、そのように明確に解釈できるよう法令を改めていただきたく、要望いたします。

3.取締役会議事録閲覧謄写の申立て（第 371 条）

株主は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て取締役会議事録の閲覧又は当社の請求ができることとされています。

しかしながら、一部の下級審の判例では、

- ① 株主に対し、申立ての理由に係る事項に関し取締役会で審議・決定が行われ、又は報告が行われたことの疎明を要求しています。
- ② さらに、株主に対し、取締役に対する責任追及の訴えの対象となり得る特定の事実関係又は取締役に対する責任追及等の訴えの提起を検討するに値する特定の事実関係が存在することの疎明を求めています。

株主が取締役会議事録を閲覧する目的は、株主の権利を行使する前提となる事実関係の情報収集です。上記①又は②に関し株主が裁判所の要求通り疎明できるのであれば、既に事実関係を承知し、かつ、その証拠を入手していることになり、そもそも取締役会議事録の閲覧は不要です。特に、①に関しては、株主は取締役会の議事録作成に関与しておらず、いつ、どのような内容の取締役会が開催されたかについて認識していないのであって、申立ての理由に係る事項に関し取締役会で審議・決定が行われ、又は報告が行われたことを疎明するのは困難を極めます。

<改正要望事項>

本条の立法趣旨に鑑み、株主に対する取締役会の議事録の閲覧等は、株主がその必要性を疎明した場合、原則として許可することとして、会社において該当する議事録が存在しないことを疎明したときに限って不許可とするよう、法文の改正を要望します。

4.議決権行使書面の閲覧謄写請求（会社法第 311 条第 4 項）

株主総会後の議決権行使書面の閲覧・謄写請求は、株主であれば誰でも可能で、議決権行使書面は総会の終結から3ヶ月間本店に備え置かれ、株主の閲覧・謄写に供されます。その趣旨は、総会終結後3ヶ月以内は株主総会決議の取消訴訟が提起できることから、株主総会決議が適法・公正に行われたことを担保することにあります。

しかし、現状、株主総会に出席して議決権を行使した株主の議決権行使状況は不明です。例えば、議決権行使書には問題がなくとも、当日の総会での議決権行使等に問題があった場合、株主は株主総会取消訴訟を提起するための証拠を入手する方法がありません。株主総会議事録の閲覧・謄写を行っても、議決権行使状況は記載事項ではなく、実務では「賛成多数により可決された」等のみの記載とされています。

<改正要望事項>

株主総会の当日に出席株主が投票による議決権行使をした場合、会社は、出席株主名及び当該株主による議案毎の議決権行使の状況（各議案への賛否）を記録しなければならず、当該記録を株主は閲覧・謄写請求できる、との改正を要望します。

5.議決権行使書面の様式について、

- ① 複数の取締役選任議案についての賛否にもかかわらず、一つの欄しか設けられていない事例が殆どです。そして、その狭い一つの欄の中に、「〇〇を除く」と記載できる形式にはなっていないもの、大変不便です。また、定款の複数の条項を変更する議案においても、賛否欄が一つしかない事例が多くなっています。
- ② 各議案について賛否の欄があることは当然ですが、棄権の欄が設けられている議決権行使書は見たことがありません（会社法施行規則では、棄権欄の設定は任意）。
- ③ 現状では、株主が提出した議決権行使書に賛否の記載が無い場合は、会社側の定め

た通りに賛否・棄権の意思表示があったものと取り扱う旨が議決権行使書に記載されています。そして、会社側提案について賛否の表示をしない場合は賛として取り扱われますが、株主提案に対し賛否の表示をしない場合は否として取り扱われる実態があり、大変非合理です。

<改正要望事項>

必要に応じ、次の通り会社法施行規則第66条等の改正を要望します。

- ① 議案としては一つであっても、複数の取締役の選任の場合は、賛否の欄は一つではなく、それぞれの取締役について、賛否の欄を設けるべきこととしていただきたい。
定款の複数の条項の変更等の場合も同様としていただきたい。
- ② 各議案について、「棄権」の欄を設けるべきこととしていただきたい。
- ③ 議決権行使書に賛否・棄権いずれの記載もないいわゆる白票について、これを会社側の定めたとおりに賛否の意思表示があったものと取り扱うことを禁止し、そのような白票については「棄権」と取り扱うこととしていただきたい。

以上